質疑 • 回答書

令和3年6月1日

発注	潘号	03GAI-15	件 名	子育て世春 委託	帯生活支援特別給付金(その他世帯分)支給業務
No.		質類	事項		回答
1	支給について、非課税世帯 1,500 世帯、非 課税世帯以外(未申告 500 世帯、家計急変 者 500 世帯、高校生児童養育世帯 400 世帯 を除く)26,500 世帯は申請不要で給付金の 支給でお間違いないでしょうか。				児童手当または特別児童扶養手当を受給し、 且つ非課税である1,500世帯のみ申請不要で 給付金を支給します。 その他の世帯はすべて申請が必要で、申請が あって初めて給付金を支給します。 なお、支給対象者等について混乱がみられま すので以下のとおり補足します。 まず、ご質問では「(未申告500世帯、家計急 変者500世帯、高校生児童養育世帯400世帯 を除く)」とありますが、非課税世帯以外の総 数:27,900世帯のうち高校生児童養のと がは分けて考える必要はありません。 仕様書10-2.(1)② B) および③に記載のとおり、おらかじめ本給付金の支給対会受給者のうち課税されている者など)へは制度周知のため案内文を送付しますが、実際に支給要件に該当し申請される方は一部のあると考えます。 内訳として記載している各世帯数は、その内容(未申告者など)で申請される方は一部の方の予想数を示したものです。 ※高校生児童養育世帯は監護状況等を事前に把握するこ がなり、まの方の予想数を示したものです。 ※高校生児童養育世帯は監護状況等を事前に把握することが困難なため、個別の制度案内送付対象者からは除外しています。 別紙、「子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)支給業務の主な流れ」によるおおよび流れを示しましたので、ご参照ください。
2	非課税世帯以外用のうち 26,500 世帯分は 返信受付を行い、決定通知書送付の必要は ございますか。				回答 No. 1 のとおり、非課税世帯以外のすべて (高校生児童養育世帯を除く)に対し、初回 はあくまで制度案内のみ行い返信は求めませ ん。 後日家計急変者等として申請があった方に対 しては、支払決定通知書を送付します。

3	非課税世帯以外用のうち 26,500 世帯分は 「未申告・家計急変者・高校生児童養育世 帯用チラシ」、「申請書」、「返信用封 筒」の3点を同封されますか。	回答 No. 1 および 2 のとおり、非課税世帯以外のすべて(高校生児童養育世帯を除く)に対し、初回はあくまで制度案内チラシのみ送付します。 後日家計急変者等として申請希望があった場合は、申請書や返信用封筒を送付してください。 なお、制度案内チラシは、高校生児童養育世帯など事前に送付したことのない請求者については申請書等送付時に同封してください。すでに個別の制度案内をしている方については原則として再送不要です。
4	未申告 500 世帯、家計急変者 500 世帯、高校生児童養育 400 世帯には最初の郵送時点で「申請書」、「返信用封筒」を同封されますか。	回答 No.1 のとおり非課税世帯以外の中で切り分けて考える必要はないため、回答 No.3 をご参照ください。
5	非課税世帯用「子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)のご案内チラシ」の連番加工は、当方で加工・印字させていただきたいが可能でしょうか。	※質疑 No. 5~7 は、仕様書 10-2. (1)①「「子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)」支給についてのお知らせ」に対する質疑として読み替えます。 10-2. (1)②の案内チラシへは、仕様書記載のとおり連番付与や住所等を印字する必要はありません。 発注者より提供するものは連番も印字されたPDF データのため、加工は難しいと思われます。また、お知らせ通知書イメージには掲載していませんが、正式なお知らせ通知書には本市市長名および公印、日付や発番号も印字されます。 PDF 上で受注者管理用の別の連番を印字できるのであれば加工して頂いて構いません。
6	非課税世帯用「子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)のご案内チラシ」の連番加工は、0001~1500 までの桁数を合わせた連番表記にさせていただくことは可能でしょうか。	(※回答 No. 5 のとおり読み替え) 回答 No. 5 のとおりです。

7	非課税世帯用「子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)のご案内チラシ」の宛名印字項目は連番、郵便番号、住所、方書、宛名、カスタマーバーコードで宜しいでしょうか。また、それ以外に当方にて管理番号(シーケンス番号)を印字しても宜しいでしょうか。	(※回答 No. 5 のとおり読み替え) 宛名部分については、お見込みの内容に加え 受給者番号を印字予定です。 管理番号については回答 No. 5 のとおり、PDF 上で加工できるのであれば印字して頂いても 構いません。
8	「返信用封筒」は枚方市役所様よりご支給とのことですが、長3封筒でしょうか。また、3つ折など往信封筒に入れられる大きさに折られた状態でご支給いただけるとの認識で宜しいでしょうか。	長3の定形封筒です。 ただし、3つ折などはしていないため、郵送 する際は受注者にて折って同封してくださ い。
9	執務場所につきましては枚方市役所別館3 階前市民室(総務担当)スペースとあります が、別紙図面には8階平面図と書かれてい ますがどちらになりますでしょうか。	枚方市役所別館3階です。 (図面が古く文字が潰れておりますが、図面 も3階と記載されています。)

枚方市 総務部 契約課

TEL: 072-841-1345, FAX: 072-841-2015

E-mail送付先: keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp (工事)

keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp (委託)

<u>keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp</u> (物品)